

# 告発補充書の骨子

2018年（平成30年）1月23日

## 1 被告発人らに背任罪が成立すること

① 被告発人らは2016年（平成28年）6月9日、学校法人森友学園（以下、「森友学園」という。）に対し、更地評価額9億5600万円の国有地について地中埋設物の撤去費用を控除して売買する場合は、その地中埋設物の有無を調査検討し、もし地中埋設物がある場合には、その数量、撤去費用等を適正に積算して、国に対して、国有財産を適正な価格で譲渡する任務を負うところ、



② 共謀の上、あるいは部下職員を指揮して、森友学園の利益を図り、又は自己の身分上の利益を図る「図利目的」を有して、



③ 上記任務に違背して、その数量、撤去費用の積算を根拠なく行い、



④ その結果、その処理費用8億1900万円を差し引いた金1億3400万円で本件土地を森友学園に売払う契約を締結させ、



⑤ もって国に最大金8億1900万円、控えめに見積もっても会計検査院の指摘のとおり、その数量を最大13,927tとしても、約4億円の損害を与えた。

## 2 背任罪の要件 ～刑法247条～

- ① 本人から財産の事務処理を任された人物が、
- ② 自己もしくは第三者の利益を図り又は本人に損害を与える目的で（図利加害目的）、
- ③ その財産事務処理上の任務に違背して、
- ④ 本人に財産上の損害を加えたこと

## 3 任務違背があったことは明らか

(1) そもそも、国有財産の処分はどうあるべきか

↳ 当然、「適正な価格」と「客観的で透明性ある手続き」が必要と定められている。

- ・ 財政法9条「国の財産は、法律に基づく場合を除く外、・・・又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない」

- ・ 予算決算及び会計令第80条第2項  
「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」
- ・ 国有財産評価基準（平成13年理財第1317号）から導かれる任務財務局長は、国有財産等の評価に当たって、財政法第9条及び予算決算及び会計令第80条第2項の趣旨を踏まえ、その適正な対価（以下、「評定価格」という。）を求めることを基本とする。  
財務局長が評定価格を決定するに当たっては、第3章に規定する場合を除き、不動産鑑定士等による鑑定評価書等を徴し、本基準に基づく審査等を経て、評定価格を決定する。

## （2）地中埋設物の算定根拠について

被告発人らの本来行うべき任務は、地中埋設物を根拠に土地価格の減額を行うのであれば、地下埋設物の有無、量について、十分に調査、検討を行い、十分な根拠にもとづき、土地の減額を行うべきである。

ところが、被告発人らは、地下埋設物の有無、量について慎重な検討を欠き根拠なく減額した。

### 大阪航空局の地中埋設物が地中埋設物19520トンと計算した根拠



- ① 杭部分の面積を除く面積部分（4887 m<sup>2</sup>=ア）×深度（3.8m=イ）×混入率（47.1%=ウ）の後、体積を質量に換算するなど=16,800 t
- ② 杭部分の面積（303 m<sup>2</sup>）×深度（9.9m=エ）×混入率（47.1%=ウ）の後、体積を質量に換算するなど=2,720 t
- ③ 19520トンを1トンあたりの処分費（22500円=オ）とし、処理費用を換算すると間接工事費等も含め8億1974万1947円の処分費用

検査院報告書では、上記のア 北側対象面積、イ 深度3.8m、ウ 混入率の47.1%、エ 深度9.9m、オ 1トンあたり処分費22500円について、いずれも根拠が確認できなかったとしている。

また、資料に基づく合理的で妥当な推計数量（110頁）は、6196トン（大阪航空局が用いた混入率法にもとづく計算）から13927トン（層厚法）であり、13927トンとしても、5500トン以上過大に見積もられている。

(3) なぜ、積算に関して慎重な調査検討が行われなかったのか

～森友学園側と被告発人らとの交渉テープ～

(2016年3月下旬から4月ころのやりとり)

上記のやりとりの中で、同席した工事業者は、ゴミが3メートルや9メートルより下からゴミが出てきているかはわからない、と述べているにもかかわらず、国側と森友学園側で、工事業者を誘導しゴミがあると言わせ、両者でゴミがある「ストーリー」を「作りたい」というやりとりをしている。

つまり被告発人らは減額をするために、ゴミありきで進めようとし、地中埋設物の存否や量について慎重な調査検討をあえて行わなかったのである。

#### 4 被告発人らに「図利加害目的」があること

「自己または第三者の利益を図るか、または本人に損害を与えようとする目的(図利加害目的)」について、判例上、「意欲ないし積極的認容まで要」しておらず、結局は、もっぱら本人の利益を図る目的以外は図利加害目的を認めて背任罪を成立させてきた。

本件においては、被告発人らが、本人である国が損する一方で、第三者である森友学園が利益を得ることについて、認識があれば十分である。もし、被告発人らが、本人である国(ひいては国民)の利益を目的とするのであれば、本件国有地をできるだけ高額で売却することしかない。しかし、値引きをすれば国が損をして森友学園が利益を得ることは幼児でもわかる理屈である。

よって図利加害目的は存在し、背任罪は成立する。

#### 5 上記の任務違背行為の結果、国には以下の損害が発生している

上記の通り被告発人らは、少なくとも5500t以上の廃棄物混合土量を過大に見積もり、5500tに相当する処分費について、国に損害を与えている。

そして、上記にもとづき、あらためて、損害額を試算したところ、損害額は約4億円である

#### 6 まとめ

以上、我々法律家としては、これを背任罪といわずして、何を背任罪というかと言わざるをえない。本来適正な価格で処分されるべき国有財産が、根拠なく減額されることについて、到底許すことはできず、一国民としても速やかに起訴をされたい。

以上